

# 三重まると自然体験研修参加支援事業補助金交付要領

制定 令5年9月21日付け 農林水第35-141号

## 第1 総則

三重まると自然体験研修参加支援事業補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 目的

三重県が誇る海・川・山の豊かな自然を「体験」という形で生かし、国内外から人を呼び込み交流を促進するため、県内で実施される「自然体験プログラム」を魅力的かつ安全なものへ磨き上げ、県内外からの集客力の向上を実現できる人材の育成に取り組む。

このため、自然体験の実践者や受入団体の運営に携わる者が、高度な技術力や企画力、安全管理の能力等を習得する研修会等に参加する経費を当該年度の予算の範囲内で支援を実施するものである。

## 第3 対象研修

対象とする研修は、国内で令和6年2月末日までに開催され、参加者を公募する研修会等で、自然体験プログラムの集客力や安全性の向上に資するものとする。ただし、三重県主催のものを除く。

## 第4 補助要件

三重県は次のすべての要件を満たす場合、当該年度の予算の範囲内で、補助金交付申請書（第1号様式）による申込みを受け付け、申請書の内容を審査したうえで補助対象者を決定する。

補助対象経費、補助額は別表のとおりとする。

- ① 申請者は、三重県内で自然体験プログラムを実践し、集客交流に取り組む者（法人、団体又は個人）、又は、三重県内で集客交流に取り組む自然体験受入団体であること。研修会等への参加者（以下、単に「参加者」という）は申請者に所属する者であること。
- ② 申請者は、研修参加後も、県内で自然体験プログラムの実践等を行うとともに、三重県が主催する自然体験に係る研修会等において、成果報告をできる者であること。
- ③ 申請者は、この補助金を受けようとする研修会等への参加に関して、他の公的機関等からの補助を活用していないこと。
- ④ 研修会への参加補助は同一申請者につき、参加者は当該年度2名までとし、同一申請者からの申請は当該年度1回までとする。また、過去に3回、三重まると自然体験研修参加支援事業による参加支援を受けた者は、申請できないものとする。

## 第5 補助金の申請

- 1 申請期間：令和5年9月29日（金）から令和5年10月18日（水）まで。
- 2 申請方法：申請書類（補助金交付申請書（第1号様式）、三重まると自然体験研修参加支援事業研修計画書（第52号様式））をメールで送付する。メール送信後、必ず、開庁時間内に申請先に電話して、到達を確認すること。
- 3 申請先：三重県農林水産部農山漁村づくり課 農山漁村活性化班  
Mail：[nozukuri@pref.mie.lg.jp](mailto:nozukuri@pref.mie.lg.jp)  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
Tel：059-224-2518（開庁時間 平日8:30～17:15）

## 第6 交付の決定

三重県は、書類審査のうえ、予算の範囲内で交付を決定し、申請者に通知する。

なお、書類審査は申請書類に記載された内容について以下の点を審査する。

- ① 申請者による自然体験の取組において、研修内容が積極的に活用できるものであるか（実用性）
- ② 県内の自然体験のモデル的取組につながるものであるか（モデル性）

## 第7 暴力団等排除のための措置

- 1 申請を行った法人等又はその役員等が、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、補助金の交付の決定を行わない。
- 2 補助金の交付決定にあたっては、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」第7条（交付決定の取消）及び第8条（不当介入に対する措置）に基づく措置に関して条件を付すこととする。

## 第8 研修参加及び報告

交付決定を受けた者は、交付決定内容に基づき、研修に参加する。

研修参加後、14日以内に事業実績報告書（第6号様式）及び三重まると自然体験研修参加支援事業報告書（第53号様式）を三重県農林水産部農山漁村づくり課へ提出すること。

## 第9 研修中止等における措置

次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、不可抗力によるものであるか否かにかかわらず、三重県は、交付決定を取り消す。

- 1 研修開催が中止となった場合
- 2 研修に参加できなかった場合

## 第10 額の確定

三重県は、提出のあった報告書を審査し、適切と認めたときは、補助金の額の確定を行い、交付決定を受けた者に通知する。

第11 補助金の請求

額の確定を受けた者は、補助金請求書を三重県農林水産部農山漁村づくり課へ提出する。

第12 補助金の支払

三重県は、請求書を確認し、補助金を請求者に支払う。

別表

補助対象経費	補助額
研修参加に要する経費 (受講料、研修会指定の資料代) ※旅費や飲食費等その他必要な経費は補助対象外	上限8万円